

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四条第一項等の規定に基づく映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四条第一項等の規定に基づく映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順（平成二十三年総務省告示第三百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1・2 （略） 別表第一号～別表第三号 （略） 別表第四号 時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順（略図） 注1～4 （略） 別記 ビットストリーム構成（略図） 注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818—7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、標準デジタル放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 <u>第4章に定める放送</u>（以下この別表において「<u>移動受信用地上基幹放送</u>」という。）にあっては、同期並びにISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496—3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。 2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818—7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、<u>移動受信用地上基幹放送</u>にあっては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO</p>	<p>1・2 （略） 別表第一号～別表第三号 （略） 別表第四号 時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順（略図） 注1～4 （略） 別記 ビットストリーム構成（略図） 注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818—7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、<u>マルチメディア放送のうち標準デジタル放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定する放送</u>（以下この別表において「<u>マルチメディア放送</u>」という。）にあっては、同期並びにISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3:2001/Amd 1及びISO/IEC 14496—3:2005/Amd 2:2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。 2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818—7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、<u>マルチメディア放送</u>にあっては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC</p>

／IEC 14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

3 (略)

4 データストリームは、ISO／IEC 13818—7により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO／IEC 13818—7、ISO／IEC 23003—1、ISO／IEC 14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO／IEC 13818—7により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO／IEC 13818—7、ISO／IEC 23003—1、ISO／IEC 14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別表第五号 (略)

14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

3 (略)

4 データストリームは、ISO／IEC 13818—7により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送にあつては、ISO／IEC 13818—7、ISO／IEC 23003—1、ISO／IEC 14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO／IEC 13818—7により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、マルチメディア放送にあつては、ISO／IEC 13818—7、ISO／IEC 23003—1、ISO／IEC 14496—3：2001／Amd 1及びISO／IEC 14496—3：2005／Amd 2：2006により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別表第五号 (略)